

平成 25 年度 住民税の主な改正点

生命保険料控除の変更

生命保険料控除が改組され、各保険料控除の合計適用限度額が7万円に変更されます。

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)

一般生命保険料控除の枠を分離し、介護保障・医療保障について新たに介護医療保険料控除が設けられました。各保険料控除の控除額の計算と限度額は次のとおりです。

- a. 一般生命保険料控除 【適用限度額】 28,000円
- b. 介護医療保険料控除 【適用限度額】 28,000円
- c. 個人年金保険料控除 【適用限度額】 28,000円

(注) a+b+c の合計額の上限は、70,000円です。

《計算式》

支払った保険料等の金額 (A)	控除額
12,000 円以下	A
12,001 円以上 32,000 円以下	$A \times 1/2 + 6,000$ 円
32,001 円以上 56,000 円以下	$A \times 1/4 + 14,000$ 円
56,001 円以上	28,000 円

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) ※変更前と同様

- a. 一般生命保険料控除 【適用限度額】 35,000円
- b. 個人年金保険料控除 【適用限度額】 35,000円

《計算式》

支払った保険料等の金額 (A)	控除額
15,000 円以下	A
15,001 円以上 40,000 円以下	$A \times 1/2 + 7,500$ 円
40,001 円以上 70,000 円以下	$A \times 1/4 + 17,500$ 円
70,001 円以上	35,000 円

(3) (1)新契約と(2)旧契約の両方の保険料控除の適用を受ける場合

(1)と(2)のそれぞれの計算式で求めた合計額

(注) 各控除の上限は28,000円で、合計額の上限は、70,000円です。